

(学) 阪急学園 ( ) 幼稚園 園長 宛

下記のように証明書を提出します。

保護者名 \_\_\_\_\_



治癒証明書

登園許可書

対象園児 ( ) 組 氏名 ( ) 男・女  
生年月日 平成・令和 年 月 日

疾患名 \_\_\_\_\_

治療開始 令和 年 月 日 から  
治療終了 令和 年 月 日 まで

※ 医療機関によっては、発行の際に費用が発生することがあります。

**学校感染症 第1種 ・・・ 治癒証明書が必要です。**

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(sars、新型コロナウイルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ、中東呼吸器症候群（治癒するまで）

**学校感染症 第2種 ・・・ 治癒証明書が必要です。**

- ・麻疹（はしか）（解熱後3日を経過するまで）
- ・風疹（3日はしか）（発疹が消失するまで）
- ・水痘（みずぼうそう）（すべての発疹が痂皮＝かさぶた になるまで）
- ・流行性耳下腺炎（耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ 全身状態が良好となるまで）
- ・インフルエンザ（発症後5日かつ解熱後3日を経過するまで）
- ・百日咳（疾患特有の咳が消失する、又は5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで）
- ・咽頭結膜炎（プール熱）（主な症状が消失した後、2日を経過するまで）
- ・結核（医師に感染のおそれがないと判断されるまで）
- ・髄膜炎菌性髄膜炎（医師に感染のおそれがないと判断されるまで）

**学校感染症 第3種 ・・・ 治癒証明書が必要です。**

- ・腸管出血性大腸菌感染(O-157)、流行性角結膜炎、急性出血性角結膜炎など（医師に感染の恐れがないと判断されるまで）

**その他 ・・・ 登園許可書が必要です。**

溶連菌感染症・手足口病・伝染性紅斑（リンゴ病）・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ感染症・感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルスなど）・急性細気管支炎（RSウイルス感染症）・頭しらみ（駆除剤の使用 卵の処理をお願いします）・水いぼ・とびひ（伝染性膿瘍疹）（患部の保護をお願いいたします）など。

※ 他にも医師から感染性があると判断された疾患は「出席停止」となります。（医師の許可があるまで）

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

